

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

信託と責任財産：日米信託法の比較研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1085

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



信託と責任財産

——日米信託法の比較研究——

植田 淳

- I はじめに
- II アメリカ法における基本原則——受託者の無限責任——
- III アメリカ法における契約違反と受託者の責任
- IV アメリカ法における不法行為と受託者の責任
- V わが信託法における信託財産責任負担債務
- VI わが信託法における限定責任信託
- VII おわりに

I はじめに

信託が対外的に債務を負うことは、稀ではない。受託者が信託事務処理の過程でなした契約違反（債務不履行）や不法行為について、第三者に対し債務を負うに至ることは頻繁にある。後述のように、伝統的なエクイティの法理の下では、原則として受託者に帰属するすべての財産がその責任財産とされた。受託者の固有財産によって債務が弁済された場合には、通常、受託者は当該信託財産に求償できる、というのが基本であった。しかし、必ずしも信託財産額が求償額を上回っているとは限らない。現代の商取引の場面において、受託者が無限責任を負うという原則が、特別な能力・技術を有する者の受託者への就任を阻んでいるのではないか、という問題意識が生じてきた。そして法制度も、このような実務界の問題意識や要請に応えつつ、進化を遂げている。

本稿では、まず、アメリカ法における「信託と責任財産」の問題を概観した後、比較法的視点から、わが国の信託法（平成 18 年法律第 108 号）について、同様の問題をやや詳細に考察したい。

※本稿は、公益財団法人トラスト 60 の研究助成の成果である。
ここに記して謝意を表する。

Ⅱ アメリカ法における基本原則——受託者の無限責任——

(1) 問題の所在

まず、アメリカ法における、信託事務処理の過程で生じた第三者に対する責任について考察しよう¹。問題の概略は、次の通りである。

信託事務処理の過程において受託者が第三者との間で締結した契約につき、その違反による損害賠償責任が生じうる。また、信託事務処理の過程で、受託者は、第三者に対し不法行為をなし、損害賠償責任を負うこともありうる。問題は、このような場合において、受託者個人が負うべき責任は、どのようなものか、という点である。

なお、以下では、ビジネス・トラスト (business trust) に関する問題を除外する。本来は、わが国の限定責任信託との対比上、考察を要するのであるが、それ自体、特殊かつ膨大な内容を含むため、本稿では扱わず、別の機会に論じることとしたい。

(2) 伝統的な原則

伝統的な法原則は、このようにして惹起された責任 (liability; 損害賠償責任) は、受託者個人が負う、というものである。

それは、以下のように説明される。すなわち、確かに対内的には、受益者こそが信託財産の実質的所有者であって、受託者は、法形式上の所有者に過ぎない²。これは、エクイティ (衡平法) の次元の構成である。しかし、対外的には、すなわち、コモン・ローの視点においては、受託者こそが信託財産の所有者である。よって、受託者は、かかる法的責任の主体たる責を免れないのである。

では、この受託者の責任の範囲は、いかなるものか。

アメリカの代表的学説および判例の主流は、信託財産を除外し、受託者個人のみが責任を負うと考えているようである。例えば、スコット (A.W. Scott) は、次のように述べる³。「受託者が締結した契約については、たとえそれが信託のために締結されたものであるとしても、受託者のみがその履行の責を負う。また、第三者に対する不法行為責任についても同様である。ただし、受託者に過失がない場合には、受託者は、信託財産に補償を求めることができる」と。

1 この節の叙述は、次の文献に依拠している。Scott on Trusts (4th ed. ;revised by W.F. Fratcher) s. 261.

2 正確には、「権利者」というべきであろうが、代表的な事例を念頭に置き、ここでは「所有者」と叙述する。

3 Scott, *supra* note 1, III A at p.417.

(3) 近時の動向

これに対して、近年の傾向は、次のようである⁴。受託者は、法形式上の所有者に過ぎず、むしろ実質的には信託財産の管理者に過ぎないから、契約違反や不法行為の被害当事者たる第三者は、受託者個人のみならず、信託財産にもかかっている、というものである。ただし、受託者が明示的に契約違反の責任を引き受けない旨約定した場合を除いて、受託者個人の被害当事者に対する責任を免ずる判例は、ほとんどない。

さらに、いくつかの州の制定法では、ある特定の状況下においては、受託者個人の責任を免除し、被害当事者は、信託財産から弁済を受けるべきものとした例もある⁵。

(4) 歴史的に見た基本的原則

「エクイティは、コモン・ローに追従する」(Equity follows the law)⁶という歴史的事実に立脚すれば、以下のような立場こそが原則的であるべきだろう。また、事実、イングランド法の伝統的原則も同様だと思われる。

すなわち、コモン・ローの目から見れば、「信託は存在しない」のである。なぜなら、信託は、補充法（特別法）たるエクイティによってのみ認知されうる義務だからである。したがって、信託事務処理を行う受託者の財産は、受託者の固有財産と信託財産とから構成されているが、受託者が信託のために締結した契約違反の責任や信託事務処理の過程で惹起した不法行為の責任は、エクイティ上受託者とされる所有者に、コモン・ロー上帰属するすべての財産がその引当となるはずである。言い換えると、コモン・ローの次元においては、「信託」も、「信託事務処理」も、「信託財産」も存在しないのであって、コモン・ロー上の制度たる契約違反や不法行為の責任は、違法な行為者（受託者）に帰属する財産のすべてに及ぶのである。

しかし、ここで、エクイティが介入する⁷。例を挙げよう。甲が乙信託と丙信託の両方の信託の受託者を兼務しているとしよう。甲が乙信託の事務処理の過程で第三者丁に対し損害賠償義務を負うに至ったとする。丁は、甲に帰属するすべての財産を責任財産として損害賠償請求権を行使できる。しかし、ここで丙信託の受益者は、いわゆる「信託財産独立性の原則」⁸を主張することによって、丙信託に帰属する信託財

4 Ibid.

5 Ibid. 例えば、カリフォルニア州信託法典(1987年改正)参照。また、統一信託法典の下では、受託者であることを示した場合の契約責任や過失なき不法行為責任については、受託者は個人的責任を負わないとされている(s. 1010)。

6 この法原理については、拙著『エクイティの法格言と基本原理』第2章参照。

7 拙著(新井誠監修)『コンメンタール信託法』79頁、注17参照。

8 拙著『国際ビジネスのための英米法入門(第2版)』109頁参照。

産を当該責任財産から除外してもらうことができる。エクイティの発動である。以上より、結局、この場合の責任財産は、受託者甲個人に帰属する「固有財産」と、乙信託の信託財産から構成されることになる。これが、本来の基本原則である。

上述したアメリカ判例法の新しい傾向は、むしろこのようなエクイティの基本原則への回帰とも見ることができる。

上に述べたことと多少重複もあるが、以下では、責任原因ごとの受託者の責任について整理してみよう。

Ⅲ アメリカ法における契約違反と受託者の責任⁹

(1) 責任財産¹⁰

信託事務処理の過程において、受託者甲が第三者丁との間で契約を締結した場合は、甲自身が責任を負わない旨の契約条項（責任財産限定特約）がない限り、甲は当該契約につき個人的責任を負う。

当該契約締結行為が甲の受託者としての権限内行為である場合のみならず、信託条項によって権限外とされていても同様である。また、この原則は、第三者丁が信託の存在につき善意の場合のみならず、悪意の場合にも適用される、とされる。

受託者甲が法および信託条項等に鑑みて、信託事務処理として適正に契約を締結した場合には、当然ながら、甲は信託財産から必要な費用を支弁できる。また、甲は、自己が立て替えた費用を求償することができる。

以上から、契約上の債務は受託者甲が負うものの、最終的には信託財産がその責任を負う、ということになる。

では、契約の相手方丁の請求額が信託財産額を上回る場合には、どうなるか。丁の請求に対して、甲はこれを抗弁となしうるか。判例によれば、固有財産の責任免除の特約がない場合には、甲は、このような場合に、丁に対して無限責任を負うとされる¹¹。

なお、破産管財人 (trustee in bankruptcy)、および、その他裁判所の任命により類似的地位にある者は、特約がなくとも、通常、固有財産が責任財産とされることはない¹²。

9 本節の叙述は、次の文献に依拠している。Scott, *supra* note 3 at pp.418-423.

10 Ibid.

11 Roger William Natl. Bank v. Groton, 16 R.I. 504, 508, 17 A. 170 (1889).

12 Scott, *supra* note 3 at p.422.

(2) 責任財産限定特約

上述の通り、受託者甲は、契約の相手方たる第三者丁との特約によって、信託事務処理に係る自らの責任を排除することができる（責任財産限定特約）¹³。

(3) 信託証書¹⁴

信託証書（trust instrument）において、受託者の個人責任を排除する例もある。このような信託条項の有無にかかわらず、受託者が契約の相手方と免責を約していれば、それは有効となる。逆に、免責特約（責任財産限定特約）なしに第三者と契約し、または、第三者たる相手方がこのような趣旨の信託条項につき善意であれば、受託者は、個人的に責任を負うことになる。しかし他方、かかる信託条項の存在につき悪意の契約相手方は、原則として、受託者の個人責任を追及できない。

IV アメリカ法における不法行為と受託者の責任¹⁵

原則として、信託事務処理の過程で、受託者がなした不法行為について、受託者は、第三者たる被害当事者に個人的な責任を負う。故意・過失を問わない。ただし、無過失等、受託者に対する非難可能性の欠如は、いったん受託者が負った不法行為責任の信託財産への求償が認められるか否かを左右しうる¹⁶。

また、原則として、受託者に過失がなくても、信託財産の価額が求償額を下回っていれば、受託者は、当該不法行為による個人的責任を負わなくてはならない。

V わが信託法における信託財産責任負担債務

(1) 序 説

以上で、アメリカ法における受託者の契約違反および不法行為に関する責任について概観した。以下では、比較法的観点から、わが信託法の下での受託者の責任について考察しよう。

13 ただし、若干の例外がある。Watling v. Lewis [1911] 1 Ch.414. これは、イングランドの判例である。

14 Scott, *supra* note 3 at pp.435-441.

15 Ibid., at pp.441-448.

16 Ibid., at p.441.

（２）「信託財産責任負担債務」の定義

改正信託法（以下、単に「信託法」という）２条、９項において、次のような定義規定がある。この法律で「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう、と。

（３）信託財産責任負担債務の範囲

わが国の信託法においても、信託事務処理の過程で、受託者がなした債務不履行および不法行為の責任は、受託者個人に帰属する、というのが原則である。

ただし、信託法 21 条には、信託財産も責任財産となりうる場合が列挙されている。同条 1 項は、受託者個人の責任に加えて重量的に信託財産が引当になる場合を列挙する。他方で、同条 2 項は、専ら信託財産のみが責任財産となる場合を列挙している。同条 1 項が「一般法」とであるとすれば、2 項は「特別法」の地位に立つといえよう¹⁷。

（４）債務不履行責任

例えば、受託者が信託のために第三者との間で、売買契約を締結したにもかかわらず、代金支払債務を履行しないという事例を考えてみよう。当該売買契約が、受託者の権限内行為であれば、信託法 21 条 1 項 5 号の規定から、受託者個人の責任のみならず、当該信託財産もその責任財産となる。

では、当該売買契約が受託者の権限外行為であったとすればどうか。契約の相手方が、権限外であることにつき善意・無重過失であれば、原則的に、受託者のみならず、信託財産も責任財産となる（21 条 1 項 6 号；27 条 1 項）。これを反対解釈すれば、相手方が悪意または重過失の場合には、受託者の固有財産のみが責任財産となる。

（５）責任財産限定特約の効力

アメリカ法の箇所でも論じたような、受託者の免責特約（責任財産限定特約；信託の取引によって生じた債権に係る債務について、信託財産だけが責任を負い、受託者個人は責任を負わない旨の合意）の効力はどうか。結論から言うと、原則的に有効であり、この場合には、信託財産のみが責任財産となる。

信託法 21 条 2 項 2 号は、「信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないもの」を「信託債権」と定義し、その債権を有する者を「信託債権者」と呼ぶ（同 4 号）。よって、信託のためになされた契約の相手方は、ここにいう「信託債権者」

17 拙著・前掲注 7、79 頁参照。

である。同条2項4号は、信託債権者との間で信託財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合の信託債権は、その通りの効力が認められると規定している。これは、正に上述のごとき責任財産限定特約を有効とする規定であり、受託者個人は責を負わないことになる。

このような特約は、旧法の下でも、解釈によって有効と考えられていたが、今般の信託法改正によって、明文化された。

(6) 不法行為責任

他方、不法行為については、明文規定がある。信託法21条1項8号は、「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた債権」（損害賠償請求権）は、受託者個人の無限責任であるとともに、重疊的に信託財産責任負担債務でもある、と規定する。

例を挙げてみよう。工場を信託財産とする信託（事業信託）において、受託者が信託事務処理として操業を行っていたところ、受託者の過失によって化学品が爆発し、近隣住民の住宅が損傷を受けたとする。この損害賠償請求権の引当財産（責任財産）は、受託者の個人財産および信託財産の両方である。

では、その具体的な「操業」の方法が、信託行為に違反している場合はどうか。果たして、それが「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為」と言いえるかが問題となる。

そもそも不法行為をなすことを目的とした信託は、公序良俗に反するから、無効である（民法90条）。よって、信託法21条1項8号の規定は、本来適正に執行されるべき信託事務が過失等により誤って不法行為を惹起した場合を想定していると考えられる。したがって、このようなケースにおいても、受託者の固有財産と並んで、重疊的に信託財産も、損害賠償請求権の責任財産を構成すると考えられる¹⁸。

(7) 小 活

信託の関係者（すなわち、委託者、受託者、および、受益者等）を除く者にとって、信託法21条2項のように、受託者が個人的に無限責任を負わないというのは、信託との取引等において、非常に慎重にならざるを得ない。よって、信託法は、同条2項において、この法理が適用される範囲を著しく限定している。

まず、受託者の責任限定の定めがある「受益債権」が挙げられている（同項1号）。

18 限定責任信託の場合の不法行為責任については、後述する。この問題については、新井誠『信託法(第3版)』386-387頁参照。

実績配当主義を採る金銭信託などが、これに該当する。

次に、いわゆる「限定責任信託」が挙げられている。これについては、次節において、詳しく考察する。

さらに、既に見たように、受託者が信託事務処理の過程で締結した契約等の相手方との間に責任財産限定特約がある場合である¹⁹。

これらを除くほとんどすべての場合、受託者の固有財産（無限責任）と当該信託に属する信託財産とが、重疊的に信託の対外的な責任財産を構成する²⁰。

VI わが信託法における限定責任信託

（１）序 説

これまで見てきたように、一般に信託においては、対外的に責任財産限定特約が締結されていない限り、信託財産のみならず、受託者個人も無限責任を負うというのが原則である。改正信託法では、その目玉のひとつとして、事業信託等に活用が期待される「限定責任信託」、すなわち、「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託」（２条 12 項）を明文規定で定めた。よって、個別に責任財産限定特約を締結しなくとも、限定責任信託の要件を充たせば、かかる責任財産限定の効果が生じるのである²¹。いわば、限定責任信託は、「対世効のある責任限定特約」を具備した信託と言いうるのである。

（２）立法の経緯

限定責任信託は、今回の信託法改正によって、新たに創設された制度である。背景には、実務界からの強い要請があったとされている²²。すなわち、個別に責任財産限定特約を締結しなくても、受託者の固有財産に責任が及ばない信託を設定でき、これによって、専門的な能力・技術を有する受託者を容易に起用することが可能になる、というわけである²³。例を挙げれば、次のようなケースがある²⁴。

① 市場動向の変化に即応した迅速な新規事業の立ち上げ。

19 それ以外として、同条 2 項 3 号参照。

20 より簡潔に言えば、信託債権者は、受託者個人にも、信託財産にも、かかっていける。

21 後述のように、限定責任信託は、その責任構造から、有限責任事業組合、合同会社、および、アメリカのビジネス・トラストに類似する。

22 寺本昌広『逐条解説新しい信託法（補訂版）』415 頁。

23 寺本・前掲注 22.

24 寺本・前掲注 22.

- ② 油田開発事業など、事業を行う受託者に専門的能力・技術が求められ、かつ莫大な資金を投入しなければならない事業の遂行。
- ③ 不動産の信託を中心とする資産流動化事業の推進。
- ④ いわゆる「パーソナル・トラスト」において、親族が無償で財産管理を行う場合。

限定責任信託は、その責任構造から、会社法上の「合同会社」(limited liability company; LLC)、あるいは、「有限責任事業組合契約に関する法律」(平成 17 年法律第 40 号)における有限責任組合 (limited liability partnership; LLP) に類似する²⁵。限定責任信託は、これらと並ぶ、比較的簡易な構造の有限責任法主体を創出するツールのひとつと見ることができよう。

(3) 限定責任信託の要件

信託法 216 条は、限定責任信託の成立要件について、次のように規定している。

- ① 信託行為において、そのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをしたこと。
 - ② 信託法 232 条の定める登記をなすこと。
- 以上が成立要件であるが、さらに、当該信託行為には、以下の事項を定める必要がある (同条 2 項)。
- ① 限定責任信託の目的
 - ② 限定責任信託の名称
 - ③ 委託者および受託者の氏名または名称および住所
 - ④ 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所 (事務処理地)
 - ⑤ 信託財産に属する財産の管理または処分の方法
 - ⑥ その他法務省令で定める事項

(4) 限定責任信託の効果

限定責任信託の効果については、信託法 217 条に規定がある。すなわち、限定責任信託においては、信託財産責任負担債務に係る債権に基づいて、受託者の固有財産に属する財産に対して強制執行等²⁶をすることができない (同条 1 項)。ただし、不法行

25 既にアメリカには、これらの範となった LLP、および、LLC の制度がある。拙著・前掲注 8、242-243 頁参照。

26 ここにいう「強制執行等」とは、強制執行のほか、仮差押え、仮処分、担保権の実行・競売、

為に基づく損害賠償請求権については、依然として、受託者も無限責任を負う（同条 1 項）。

この規定に反してなされた強制執行等については、受託者は、異議を主張することができる（同条 2 項；民事執行法 38 条、民事保全法 45 条の準用）。

（５） 登記を要する理由

限定責任信託が成立するためには、信託行為における文言のみならず、登記を要するとした理由は、明らかであろう。信託の対外的取引において、第三者は通常、受託者の固有財産が債務の引当になるものとの期待を有する。にもかかわらず、この期待に反する効果が生じるのであれば、登記による公示を通じて、第三者に予見可能性を付与する必要がある。簡潔に言えば、責任限定に対世効を付与するための前提が登記なのである。以上の理由から、限定責任信託には、登記を要するものとされた。

（６） 不法行為責任

限定責任信託において受託者が行った不法行為の責任については、受託者の固有財産は責任財産となるか。

これは、難問であるが、肯定されるものと解したい。その理由は、次の通りである。

まず、信託法 224 条 1 項は、限定責任信託の受託者が信託事務を行うについて、悪意または重過失があったときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償しなければならない旨規定している。よって、受託者の不法行為についても、故意または重過失による場合には、受託者個人が無限責任を負うと解される。

では、重過失に至らない過失、すなわち「軽過失」による不法行為の場合は、どうであろうか。あるいは、無過失責任の不法行為の場合は、どうであろうか。

これは、信託財産責任負担債務について規定した信託法 21 条 1 項 8 号の規定（これについては、本稿 V（６）において既に論じた）が優先的に適用されると解すべきであろう。すなわち、既に述べたように、限定責任信託に関する信託法 217 条 1 項の規定で、わざわざ受託者の固有財産への執行不能の例外として、不法行為に基づく損害賠償請求権を明文で挙げていることに注目すべきである。「特別法は一般法を破る」の法理からいえば、21 条 1 項 8 号の規定は、一般の信託（非限定責任信託）のみに適用されるべきであって、特別法的地位にある限定責任信託には適用されないものと解することも可能かもしれないが、217 条 1 項がこれを覆していると解釈せざるを得

および、国税滞納処分を含む。信託法 217 条 1 項参照。

ないであろう。

また、限定責任信託の制度が、有限責任の法主体を創出する目的をもつという立法論的観点²⁷から見ても、受託者の固有財産に責任が及ばないと否定的に解するのが妥当かもしれないが、ここに、他の無限責任法主体と区別されるところの信託の限界があると考えるべきであろう。

これに関して付言すると、株式会社については、取締役の第三者に対する責任発生の要件は、悪意・重過失とされている（会社法 429 条 1 項）。これは、一見したところ、上述の信託法 224 条 1 項と同趣旨の規定であるように見える。しかし、取締役は、会社と委任関係にあり、第三者とは直接の法律関係を有しない。第三者と法律関係を有するのは、法人たる会社である。これに対し、信託の場合は、受託者が常に直接的に第三者と法律関係を有している。このような相違点にも注目すべきであろう。

新井誠教授は、「取引的不法行為」と「事実行為的不法行為」とを区別し、上の理論（受託者の固有財産にも責任が及ぶとの理論）は、あくまで、取引的不法行為に適用されるべきであり、事情を異にする事実行為的不法行為については、受託者の固有財産は責任財産を構成しないと主張される²⁸。この論は、妥当性もあり、説得的な主張であるが、法律の明文規定から、このような解釈を導き出すのは、不可能であろうと思われる。

VII おわりに

法は、時代の要請に応じて変容するし、また変容すべきものである。かつて、モン・ローやエクイティが主として扱った、いわゆる「パーソナル・トラスト」（家族財産承継のための個人的信託）の時代に比べると、メイトランドが「信託は、英米法が生んだ最高の発明物である」と自負したとおりの柔軟性と「使い勝手のよさ」とによって、さまざまに用いられてきた²⁹。より商業的・ビジネスの用途に用いたのは、信託の母国、イングランドよりも、むしろ、それを継受したアメリカであった。受託者の責任財産限定特約やそれに対世効を付与した「ビジネス・トラスト」を産み育ててきたのは、イングランドではなく、アメリカであった。これは、資本主義経済の下での有限責任制度の必要性を反映していると見ることができる。それに追従して、ビジネス・インフラを整備し、世界標準化すべく、わが国の法制度においても、株式会

27 道垣内弘人『信託法入門』118-123 頁参照。

28 新井・前掲注 18、386-387 頁。

29 拙著・前掲注 8、100-102 頁参照。

社以外の簡易な有限責任法主体の制度が、次々と創設されている。本稿でも触れた「有限責任組合」や今般の信託法改正によって導入された「限定責任信託」がその好例である。限定責任信託については、まだ解釈論によって解明すべき論点が多く残されているように思われる。これらについては、今後の課題としたい。